

専門部会 所掌事務一覧

1 総務部会

- (1) 統合後の学校の名称、校章、校旗、校訓、校歌等に関すること。(統合校を新設校とする場合のみ)
- (2) 閉校、統合の式典行事に関すること。
- (3) 学校の沿革史に関すること。
- (4) 卒業生制作作品、記念物等歴史的財産の取扱いに関すること。
- (5) その他、総務部会に関する事項

2 教務部会

- (1) 学校統合に関して、児童及び保護者への配慮に関すること。
- (2) 学校統合までの間の交流事業に関すること。
- (3) 教育目標、校則等に関すること。
 - ①学校運営方針、教育目標に関すること。
 - ②校則に関すること。
 - ③体操服、名札等に関すること。
- (4) 教育課程、学校行事に関すること。
 - ①教育課程編成、時程表に関すること。
 - ②年間計画、学校行事計画に関すること。
 - ③学級編制、教室配置に関すること。
 - ④児童会、部活に関すること。
- (5) 学校運営に関する事項。
 - ①校務分掌、組織に関する事項。
 - ②ホームページに関する事項。
- (6) 保健給食に関する事項。
 - ①学校保健に関する事項(備品等の物品の整理含む)。
 - ②学校給食に関する事項(備品等の物品の整理を含む)。
- (7) その他、教務部会に関する事項

3 事務部会

- (1) 学校予算に関すること。
- (2) 学校図書に関すること。
- (3) 教材・教具、備品に関すること。
- (4) 保存文書に関すること。
- (5) スクールネット（校務支援システムを含む）に関すること。
- (6) 移転に関すること。
- (7) その他、事務部会に関する事項

4 地域、P T A部会

- (1) 通学路、緊急下校時体制等に関すること。
- (2) P T Aの組織運営に関すること。
 - ①統合前 P T Aから統合後 P T Aへの引継ぎに関すること。
 - ②予算、事業計画、会費集金方法に関すること。
 - ③規約、組織、統合年度の役員選出に関すること。
- (3) その他、地域、P T A部会に関すること。

5 社会体育団体部会

- (1) 社会体育団体（スポーツクラブ21を含む）の統合に関すること。
- (2) その他、社会体育団体部会に関すること。

6 児童育成会部会

- (1) 児童育成会の運営に関すること。
- (2) その他、児童育成会部会に関すること。